

動 力 装 置 修 繕 届

事 項	動力を装置している者が動力装置の許可内容の範囲内において、動力を修繕するとき。
根拠法令	法 律 ー 規 則 ー 細 則 ー
提出部数	保健所設置市以外：1部（保健福祉事務所） 保健所設置市内：1部（長野市保健所又は松本市保健所）
添付書類	1. 修繕する動力の種類、出力その他動力の装置の詳細を記した書類
手数料	ー
そ の 他	1. 「修繕」とは、次の場合をいう。 ① 同一性能の動力装置で、湧出量の増加をきたさない変更行為 ② 動力装置の位置の平面的移動（ただし、当初原動機、ポンプを遠隔地に設置し、その後、温泉井の直近に移動する行為は許可を要する。） ③ 原動機的能力を当初以下に変更する行為 ④ 予備動力の設置

動力装置修繕届

年 月 日

保健所長 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり動力を修繕したいので、次のとおり届け出ます。

温泉湧出地 及び源泉名			
動力装置許可年月 日及び指令番号	年 月 日、長野県 指令第 号		
修繕内容	原動機	製 kw 型式	
	ポンプ 揚湯管	製 型式	
		ポンプの位置	地上 地表下 m
		口径	挿入深度 m
	湧出量	L/分	
修繕の目的及び理由			
工事の施行方法			
工事着手予定年月日	年 月 日		
備考			